

山口県

農業用以外の各殺虫剤(有効成分)の使用目的別使用量 (令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	慣用名	使用量(kg/年)				使用量 合計
		家庭衛生害 虫用	防疫衛生害 虫用	家庭不快害 虫用	シロアリ 防除用	
22	フィプロニル		4.6E-3	2.0E-1	5.1E+1	51.4
64	エトフェンプロックス	1.4E+1	7.6E+0	1.2E+1	1.2E+1	44.9
117	テブコナゾール				4.3E+0	4.3
139	トラロメトリン			1.2E+0	1.4E+0	2.6
140	フェンプロパトリン			1.7E+0		1.7
153	テトラメトリン	1.2E+2	5.4E+0	1.5E+2		278.7
181	ジクロロベンゼン	2.4E+2	1.2E+2			358.5
225	トリクロロホン		3.9E+0			3.9
248	ダイアジノン		3.6E-1			0.4
251	フェニトロチオン		9.2E+1	2.0E+0		94.0
252	フェンチオン	2.7E+0	3.5E+1	2.7E+0		40.5
256	デカン酸				7.2E-2	0.1
350	ペルメトリン	2.3E+1	2.4E+1	2.4E+1	4.0E+1	110.3
405	ほう素化合物		4.3E-1	2.0E+1	2.0E+0	22.9
427	カルバリル			1.1E+2		108.7
428	フェノプカルブ			6.8E+1	1.2E+2	191.4
457	ジクロロボス	4.8E+1	4.0E+2			445.0
合 計		4.5E+2	6.8E+2	3.9E+2	2.3E+2	1759.3

注) 農業用の殺虫剤については、「各農薬(有効成分)の使用先別使用量」に表示され、この表には含まれていません。

注) 衛生害虫・・・蚊、ハエ、ゴキブリ、ノミ、ナンキンムシ、イエダニ、シラミ、屋内塵性ダニ類等薬事法で規定された虫
不快害虫・・・ハチ、ブユ、ユスリカ、ケムシ、ムカデ等